

静岡県訓令甲第3号

本 庁
出先機関
教育委員会
警察本部

静岡県公舎管理規程（昭和31年静岡県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>(1) 知事部局所属の公舎にあつては、<u>経営管理部職員局福利厚生課長</u></p> <p>(2) 教育委員会所属の公舎にあつては、<u>教育委員会福利課</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、経営管理部総務局総務課所属の公舎にあつては経営管理部総務局総務課長が、<u>文化・観光部文化学術局大学課所属の公舎にあつては大学課長が</u>、出先機関（各かいに所属する出先機関を除く。）所属の公舎にあつては当該出先機関の長が、出先機関（各かいに所属する出先機関に限る。）所属の公舎にあつては当該かいの長がそれぞれ管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>(1) 知事部局所属の公舎にあつては、<u>経営管理部行政経営局福利厚生課長</u></p> <p>(2) 教育委員会所属の公舎にあつては、<u>教育委員会事務局福利課</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、経営管理部総務局総務課所属の公舎にあつては経営管理部総務局総務課長が、出先機関（各かいに所属する出先機関を除く。）所属の公舎にあつては当該出先機関の長が、出先機関（各かいに所属する出先機関に限る。）所属の公舎にあつては当該かいの長がそれぞれ管理し、総括事務は経営管理部長がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。